

第14次労働災害防止計画の概要

(静岡労働局)

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が
安全で健康に働くことのできる職場環境の実現に向けて

近年、全国的には、労働災害による死亡者数は減少しているものの、県内の死亡者数は建設業を中心に増加しており、労働災害による休業4日以上之死傷者数についても、ここ数年増加傾向にあります。また、労働災害発生率が高い60歳以上の高年齢労働者が増加しているほか、外国人労働者の労働災害発生率も高い状況にあります。さらに、中小事業場の労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にあります。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した活動の見直し等が必要となっています。

このような状況を踏まえ、静岡労働局では、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度とし、5年間にわたり、当局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた静岡労働局第14次労働災害防止計画を策定しました。

計画の期間

2023年4月1日から2028年3月31日まで

計画の 総合的な目標

死亡災害

第13次計画期間と比較して、第14次計画期間の労働災害による死亡者数を、5%以上減少させる

死傷災害

2022年と比較して、2027年までに労働災害による休業4日以上之死傷者数を、減少させる

8つの重点事項

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業・建設業・製造業・林業）

労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス・過重労働・産業保健活動）

化学物質等による健康障害防止対策の推進

（化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線）

第14次労働災害防止計画の最重要課題

第13次労働災害防止計画の結果を踏まえ、静岡労働局においては、2023年4月から5年間、以下の4点を最重要課題として取り組むこととする。

- 1 建設業における死亡災害の撲滅
- 2 転倒災害の増加傾向への歯止め
- 3 外国人労働者の労働災害の減少
- 4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

1 建設業における死亡災害の撲滅

目標

建設業の死亡者数について、第13次労働災害防止推進計画期間中の合計数と比較して第14次労働災害防止計画期間中の合計数を**30%以上減少させる（30人以下とする）**。

主要課題

- ・高所からの墜落・転落といった重篤な災害につながりやすい作業環境にある。また、近年、関係労働者の高齢化が進んでいる。
- ・近年、豪雨被害からの復旧工事に伴う死亡災害が目立つ。



目標達成に向けた取組

- ・リスクアセスメントの結果に基づく適切な墜落・転落防止措置及びエイジフレンドリーガイドラインに基づく取組の定着を図る。
- ・労働災害防止団体をはじめとした関係機関とのより一層の連携を図る。
- ・豪雨等の自然災害が予想される場合には、必要な情報を収集の上、適切なタイミングで労働災害防止の要請、パトロール等を行う。
- ・これまでに発生した死亡災害の分析を行い、同種災害の再発防止対策等を分かりやすく取りまとめた資料を作成し、指導や周知等に活用する。

2 転倒災害の増加傾向への歯止め

目標

・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率※を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに男女とも**その増加に歯止めをかける**。

転倒による平均休業見込日数を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

※年千人率：1年間の労働者1,000人あたりに発生した死傷者数の割合を示すもの

主要課題

- ・社会福祉施設及び小売業における転倒災害の増加が著しい。
- ・高年齢労働者の被災割合が高い。



目標達成に向けた取組

- ・取組の動機付けとなるよう、行動災害による経済的損失の「見える化」を図るとともに、行動災害防止の取組が生産性の向上等経営上のメリットにも繋がることを広く周知する（社会福祉施設及び小売業の関係事業場が参画するSAFE協議会等の枠組みの活用）。
- ・新たな「静岡労働局ぬかづけ運動」を展開し、転倒災害防止のための取組について周知啓発を図る。
- ・高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく取組等の周知を図る。
- ・行動災害の原因、再発防止対策について、詳細に分析、解析した結果を集約し、指導や周知等に活用する。

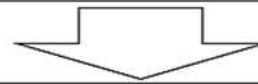
3 外国人労働者の労働災害の減少

目標

外国人労働者の死傷年千人率を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

主要課題

- ・製造業に従事する外国人労働者の被災者数が多い。
- ・玉掛けやフォークリフト業務等において、必要な資格を取得せずに就業制限業務に従事する外国人労働者が散見される。



目標達成に向けた取組

- ・外国人労働者に分かりやすい方法による安全衛生教育や掲示等の「見える化」等の対策を講じるよう、厚生労働省ホームページや関係機関の作成する資料や視聴覚教材の活用を促す。
- ・関係機関と連携し、周知広報用資料の展開を行う。
- ・就業制限業務に従事する外国人労働者の資格取得を徹底させ無資格就労を撲滅させる。

4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

目標

- ・30人以上50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施事業場数の割合を2023年（令和5年）と比較して2027年（令和9年）までに**増加させる**。
- ・50人以上の事業場におけるストレスチェック実施事業場の割合を2027年（令和9年）までに**90%以上**とする。

主要課題

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場は増えているが、50人以上の事業場において、受検率の低い事業場や未実施事業場について、業種間でも差が見られる。
- ・義務付けのない50人未満の事業場の受検率、実施率は未だ低いと思われる。

目標達成に向けた取組

- ・ストレスチェック制度における実施事項を記した「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく取組の推進を図る。
- ・「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」等のマニュアル、「ストレスチェック制度サポートダイヤル」（独立行政法人労働者健康安全機構）等の相談窓口、静岡産業保健総合支援センター等による研修、及び、「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」等のツールの活用を促す。

総合的な目標（再掲）

これらの最重点課題の推進を図ることなどにより、計画期間中に

・**死亡災害**については、第14次労働災害防止推進計画期間（2023（令和5）年～2027（令和9）年）中の合計数を、第13次労働災害防止推進計画期間（2018（平成30）年～2022（令和4）年）中の合計数と比較して**5%以上減少させる**。

・**死傷災害**については、増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022（令和4）年と比較して2027（令和9）年までに**減少に転じさせる**。

ことを目標とする。

※ 主要な取組については、アウトプット指標及びアウトカム指標を設定して取組を推進する。

※ 最重点課題以外にも、重篤な災害が多発している業種等の労働災害防止対策、過重労働による健康障害防止対策や化学物質による健康障害防止対策など労働者の健康確保対策を着実に推進していく。